

一般財団法人栃木県教育福祉振興会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人栃木県教育福祉振興会定款（以下「定款」という。）第37条第3項および第40条の規定に基づき、一般財団法人栃木県教育福祉振興会（以下「振興会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第2条 定款第4条に規定する事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前期部会事業

① 健康管理事業

ア インフルエンザ予防接種補助

イ 人間ドック補助

ウ リフレッシュ利用助成

② 福祉事業

ア 永年勤続祝金

③ 給付事業

ア 医療費補助

イ 入院費補助

ウ 結婚給付金

エ 休業等手当金

オ 弔慰金

④ 退会給付事業

ア 退会給付金

⑤ 公益文化事業

ア 教育文化振興のための講演会等の開催

イ 教育関係団体等の活動支援

ウ 教育文化に関する資料の頒布

⑥ その他振興会の目的を達成するために必要な事業

(2) 後期部会に係る事業（以下「後期部会事業」という。）に関わるものは一般財団法人栃木県教育福祉振興会後期部会規程（以下「後期部会規程」という。）に定める。

第3章 会 員

(資格の取得および喪失)

第3条 定款第37条第1項に規定する者は、理事長に加入の申し出をした翌月の初日をもって会員の資格を取得する。ただし、正規採用職員で満60歳に達する年度の最終日を迎えた者および50歳以上で退職した者は除く。

2 会員が死亡または退職したとき、退会の申し出をしたときは、その申し出をした月の末日

で会員の資格を失う。また、会員が満60歳に達した場合は、当該年度の3月31日をもって会員の資格を失う。

3 前2項の規定により会員が資格を取得しまたは喪失するときは、振興会会員申告書を理事長に提出しなければならない。

4 会員が市町教育委員会または国の教育機関等に転出し、公立学校共済組合の組合員でなくなった場合は、会員資格を一時休止するものとする。ただし、継続して掛金を納入することを選択した場合は、会員資格を継続することができる。この場合の呼称は、継続会員とする。

(会員の権利)

第4条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 給付を受ける権利
- (2) 振興会の行う事業に参加する権利

(会員の義務)

第5条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) この法人の諸規程等に服する義務
- (2) 掛金を納入する義務

(権利の譲渡禁止)

第6条 会員の権利は、他に譲渡しまたは担保に供することができない。

(期間計算)

第7条 会員である期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

第4章 掛 金

(掛金の納入)

第8条 会員が振興会に納入すべき掛金は、会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月までの各月について、給料の支給を受けるときに納入しなければならない。ただし、給料を支給されない会員にあっては、毎月の末日までに納入しなければならない。

2 会員が市町教育委員会または国の教育機関等に転出等により会員資格を一時休止されている者が、公立学校共済組合栃木支部の組合員に復帰した場合は、給与からの掛金引去りを再開する。

(掛金の額)

第9条 掛金の額は、毎月初日（月の初日以外に会員の資格を取得した者に係るその月の掛金については、その会員の資格を取得した日）におけるその会員の給料月額およびこれに係る調整額の合計額に、1000分の5.0を乗じて得た額とする。

2 休職、育児休業その他の理由により会員の給料の月額の一部または全部が支給されない場合においても、掛金の基礎となるべき給料の月額は、これを減額しないで算定する。

第5章 給 付

(給付の条件)

第10条 給付の額および条件等は別に定める。

(給付の請求者)

第11条 給付の請求は、会員または会員であった者が行う。ただし、その者が死亡した場合の給付の請求は、その遺族が行う。

(遺族の範囲および順位)

第12条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、会員の死亡当時、婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で会員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、会員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が給付を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を実父母に先んじ、祖父母については、養父母の父母を実父母の父母に先んじる。

3 給付の支給を受けるべき同順位の者が2人以上あり、申し出があつた場合には、その人数によって等分して支給する。

(給付の制限)

第13条 次の各号の一に該当する場合には、給付を制限し、またはその一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 給付の請求や受領において、会員の故意による虚偽の申告や不正の事実があつたとき
- (2) 会員の義務を履行しないとき

(権利の存続期間)

第14条 給付は、その原因である事実が会員としての資格を有する期間内に生じたものに行う。

(権利の消滅)

第15条 給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間これを行使しないときは、消滅する。

(給付金からの控除)

第16条 会員が第8条の規定により掛金を納入する場合において、その者に支給すべき給付金があり、かつ、その者が同条の規定により納入しなかった金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

第6章 会 計

(事業計画および収支予算)

第17条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画書および収支予算書を作成しなければならない。

(事業報告および収支決算)

第18条 理事長は、毎事業年度終了後、事業報告書を作成するとともに、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）およびそれらの附属明細書、並びに財産目録を作成しなければならない。

(財務)

第19条 前2条の規定するもののほか、振興会の財務に関する取扱いは、別に定める。

第7章 事務局および職員

(事務局)

第20条 振興会の事務を処理するため、事務局を置く。

(職員)

第21条 定款第39条第2項に規定する職員は、次に掲げるとおりとする。

ただし、統括リーダーにおいては置かないことができる。

事務局長 1人

統括リーダー 1人

総務経理担当リーダー 1人

給付担当リーダー 1人

主任、主事 若干名

(職務)

第22条 事務局長は、理事長、専務理事の指揮を受けて、振興会の事務を総括する。

2 統括リーダーは、上司の指揮を受けて振興会の事務全般を処理する。

3 総務経理担当リーダーは、上司の指揮を受けて振興会の総務経理事務を処理する。

4 給付担当リーダーは、上司の指揮を受けて振興会の給付事務を処理する。

5 主任、主事は、上司の指揮を受けて事務に従事する。

(給与、服務等)

第23条 前条に規定する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、別に定める。

第8章 補 則

(掛金および給付の調整)

第24条 掛金および事業内容等については、少なくとも5年に1回は委員会を設置して検討を行い、その結果を評議員会および理事会に報告するとともに、その内容等について変更の必要があるときは所要の措置を講ずるものとする。

第9章 雑 則

(雑則)

第25条 この運営規則を実施するための必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、振興会の設立登記の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 財団法人栃木県教育福祉振興会運営規則(昭和61年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 施行日以前に生じた事業については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

平成28年10月18日 一部改正

附 則

令和 3年 3月10日 一部改正

附 則

令和 5年 2月22日 一部改正(規程名称、第2条第1項(追加)、同第2項、第3条第1項、同第2項、同第4項(追加)、第8条第1項、同第2項(追加)、第9条第3項(削除)、同第4項(削除)、第12条第2項、同第3項、第13条第1項、同第3項、同第2項および同第4項(削除)、第21条第1項、第22条第1項、同第2項(追加)、第24条(追加)、第25条

ただし、令和6年4月1日施行とし、施行日までは、なお従前の例による。